

工場・事業場等の騒音・振動の 規制・届出（特定施設）について

尼崎市 環境保全課（H28. 8. 1）

1 届出等について

(1) 届出

指定地域（原則として、都市計画法で定める工業専用地域を除く全市域）内において特定施設を設置し、又は変更等をしようとする者は、所定の届出をしなければなりません。

(2) 一般工場等に対する規制

特定施設等を設置しない工場・事業場を一般工場等といい、環境の保全と創造に関する条例（以下「県条例」という。）で規制の対象としています。したがって、一般工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことにより、その周辺的生活環境が著しくそこなわれていると認められるときは、改善又は一時停止を命ぜられることがあります。

(3) 電気・ガス工作物の取扱い

電気事業法に規定する電気工作物、又はガス事業法に規定するガス工作物である特定施設は、電気事業法又はガス事業法の規定が直接適用されますので、騒音規制法及び振動規制法に規定する特定施設の設置・変更等届出、勧告及び命令等の規定は適用されません。（県条例に規定する特定施設については届出が必要です。）

ただし、規制基準を遵守する義務はあります。

2 届出要領

(1) 届出の種類

No.	内 容	騒音規制法
1	指定地域（規制地域を含む。以下同じ。）内において工場又は事業場に特定施設（作業を含む。以下同じ。）を設置しようとする場合	特定施設設置届出書（様式第1） 法第6条第1項
2	一の地域が指定地域となった際、現にその地域内において工場又は事業場に特定施設を設置している場合	特定施設使用届出書（様式第2） 法第7条第1項
	一の施設が特定施設となった際、現に指定地域内において工場又は事業場にその施設を設置している場合	
3	特定施設の種類ごとの数を変更する場合	特定施設の種類ごとの数変更届出書（様式第3） 法第8条第1項 注-1
	特定施設の種類及び能力ごとの数を変更する場合	
	特定施設の使用の方法を変更する場合	
4	騒音又は振動の防止の方法を変更する場合	騒音の防止の方法変更届出書（様式第4） 法第8条第1項 注-3
5	氏名、住所、工場又は事業場の名称、所在地等に変更があった場合 注-9	氏名等の変更届出書（様式第6） 法第10条
6	特定工場等に設置する特定施設のすべての使用を廃止した場合	特定施設使用全廃届出書（様式第7） 法第10条
7	特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受け又は借り受け、相続又は合併により承継した場合	承継届出書（様式第8） 法第11条第3項

注-1 特定施設の種類ごとの数を減少する場合、又はその施設に係る直近の届出により届出た数の2倍以内の数に増加する場合の届出は不要

注-2 特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合、又は使用時間の開始時刻の繰上げ又は終了時刻の繰下げを伴わない場合は、届出は不要

注-3 防止方法の変更により騒音又は振動が増加しない場合の届出は不要

注-4 既に届出がされている騒音に係る特定施設等の使用を廃止し、当該特定施設等と同じ種類で能力が同等以下である特定施設等を設置しようとする場合の届出は不要

注-5 既に届出がされている騒音に係る特定施設等の種類ごとの総数を超えない範囲内で当該種類の特定施設等でその能力が同等以下であるものを新たに設置し、若しくは行おうとする場合の届出は不要

振 動 規 制 法	兵 庫 県 条 例	届 出 期 限
特定施設設置届出書（様式第1） 法第6条第1項	特定施設等設置等届 （様式第8号） 条例第43条第1項 注-4、5、6	工事開始日の30日前まで
特定施設使用届出書（様式第2） 法第7条第1項		指定地域となった日、又は 特定施設となった日から 30日以内

特定施設の種類及び能力ごとの 数・使用の方法変更届出書 （様式第3） 法第8条第1項 注-2	特定施設設置等届出 （様式第8号） 条例第43条第1項 注-7、8 特定施設等変更届 （様式第9号） 条例第44条 注-7、8	変更工事開始日の30日前 まで
振動の防止の方法変更届出書 （様式第4） 法第8条第1項 注-3	特定施設等変更届 （様式第9号） 条例第44条 注-8	
氏名等の変更届出書（様式第6） 法第10条	氏名等の変更届（様式第5号） 条例第47条	変更があった日から30日 以内
特定施設使用全廃届出（様式第7） 法第10条	使用等廃止届（様式第6号） 条例第47条	使用を廃止した日から30 日以内
承継届出書（様式第8） 法第11条第3項	承継届（様式第7号） 条例第42条	承継があった日から30日 以内

- 注-6 既に届出がなされている振動に係る特定施設等の使用を廃止し、当該特定施設等と同じ種類でその能力が同等以下である特定施設を設置しようとする場合の届出は不要
- 注-7 特定施設の種類及び能力ごとの数の変更については、条例第43条第1項の規定の届出、使用方法の変更については、条例第44条の規定の届出が必要
- 注-8 特定施設等の種類、構造、配置並びに使用及び管理の方法の変更であって、その能力の変更を伴わない場合、又は騒音及び振動の増加を伴わない場合の届出は不要
- 注-9 この場合、工場等の所在地の変更とは住居表示の変更のことであって、工場・事業場の移転による変更ではありません。移転の場合は、1及び6による届出が必要

(2) 届出一覧表

○：届出要 △：法で届出 ー：届出不要

No.	施設又は作業名		騒音規制法		振動規制法		兵庫県条例			
			項	対象・規模	項	対象・規模	騒音		振動	
							項	対象・規模	項	対象・規模
1	金 属 加 工 機 械	圧延機械	○ 1-イ	22.5kw以上のもの	ー		△ 1	22.5kw以上のもの	○ 1	22.5kw以上のもの
2		製管機械	○ 1-ロ	すべてのもの	ー		△ 2	すべてのもの	○ 1	すべてのもの
3		ベンディング グマシン	○ 1-ハ	ロール式のもので 3.75kw以上のもの	ー		○ 3	3.75kw以上のもの	ー	
4		液圧プレス	○ 1-ニ	矯正プレスを除く すべてのもの	○ 1-イ	矯正プレスを除く すべてのもの	△ 4	矯正プレスを除く すべてのもの	△ 1	矯正プレスを除く すべてのもの
5		機械プレス	○ 1-ホ	294kNニュートン (30t)以上のもの	○ 1-ロ	すべてのもの	△ 5	30t以上のもの	△ 1	すべてのもの
6		せん断機	○ 1-ヘ	3.75kw以上のもの	○ 1-ハ	1kw以上のもの	△ 6	3.75kw以上のもの	△ 1	1kw以上のもの
7		鍛造機	○ 1-ト	すべてのもの	○ 1-ニ	すべてのもの	△ 7	すべてのもの	△ 1	すべてのもの
8		ワイヤーフォー ーミングマシン	○ 1-チ	すべてのもの	○ 1-ホ	37.5kw 以上のもの	△ 8	すべてのもの	△ 1	37.5kw以上のもの
9		ブラスト	○ 1-リ	タンブラスト以外のもの で密閉式を除く	ー		○ 9	すべてのもの	ー	
10		タンブラー	○ 1-ヌ	すべてのもの	ー		△ 10	すべてのもの	ー	
11		切断機	○ 1-ル	といしを用いる ものに限る	ー		ー		ー	
12	空気圧縮機	○ 2	7.5kw以上のもの	○ 2	7.5kw以上のもの	△ 2	7.5kw以上のもの	△ 2	7.5kw以上のもの	
	圧縮機(冷凍機)	ー		ー		○ 11	7.5kw以上のもの			
	圧縮機(冷凍機除く)	ー		○ 2	7.5kw以上のもの	○ 11	7.5kw以上のもの	△ 2	7.5kw以上のもの	
13	送風機	○ 2	7.5kw以上のもの	ー		○ 12	3.75kw以上のもの	ー		
14	破碎機又は 摩砕機	○ 3	土石又は鉱物用の もので7.5kw 以上のもの	○ 3	土石又は鉱物用の もので7.5kw以上 のもの	○ 13	すべてのもの(た だし土石・鉱物・ 食料・飼料・肥料 用は7.5kw以上)	△ 3	土石又は鉱物用の もので7.5kw 以上のもの	
	○ 14					7.5kw以上のもの				
15	織機	○ 4	原動機を用いる すべてのもの	○ 4	原動機を用いる すべてのもの	△ 15	原動機を用いる すべてのもの	△ 4	原動機を用いる すべてのもの	
16	建設資 材用	コンクリート プラント	○ 5-イ	気ほう式を除き 混練容量が0.45 m ³ 以上のもの	ー		○ 16	すべてのもの	ー	
	アスファルト プラント	○ 5-ロ	混練内容が200 kg以上のもの	ー		○ 17	すべてのもの	ー		
17	ロール機	○ 6	穀物用製粉機のも ので7.5kw以上のもの	ー		○ 34	破碎機・摩砕機を 除くすべてのもの	ー		
18	木材加 工機 械	ドラムパー カー	○ 7-イ	すべてのもの	○ 6-イ	すべてのもの	△ 18	すべてのもの	△ 6	すべてのもの
19	チッパー	○ 7-ロ	2.25kw以上のもの	○ 6-ロ	2.2kw以上のもの	○ 19	すべてのもの	○ 6	すべてのもの	
20	碎木機	○ 7-ハ	すべてのもの	ー		△ 20	すべてのもの	ー		

No.	施設又は作業名		騒音規制法		振動規制法		兵庫県条例			
			項	対象・規模	項	対象・規模	騒音		振動	
							項	対象・規模	項	対象・規模
21	木材加工機械	帯のこ盤	○ 7-ニ	製材用15kw以上のもの、木工用2.25kw以上のもの	—	—	—	—	—	—
		丸のこ盤	○ 7-ホ							
		動力のこぎり機	—	—	—	○ 21	0.75kw以上のもの	—	—	
		かんな盤	○ 7-ハ	2.25kw以上のもの	—	—	○ 22	0.75kw以上のもの	—	—
22	抄紙機	○ 8	すべてのもの	—	—	△ 23	すべてのもの	—	—	
23	印刷機械	○ 9	原動機を用いるすべてのもの	○ 7	2.2kw以上のもの	△ 24	原動機を用いるすべてのもの	△ 7	2.2kw以上のもの	
24	合成樹脂用射出成形機	○ 10	すべてのもの	○ 9	すべてのもの	△ 25	すべてのもの	△ 9	すべてのもの	
25	鋳造型機	○ 11	ジョルト式のもの	○ 10	ジョルト式のもの	○ 26	すべてのもの	△ 10	ジョルト式のもの	
26	コンクリート管、コンクリート柱製造機械	—	※5-イに含まれる	○ 5	10kw以上のもの	○ 30	すべてのもの	○ 5	すべてのもの	
27	コンクリートブロックマシン	—	※5-イに含まれる	○ 5	2.95kw以上のもの	○ 30	すべてのもの	○ 5	すべてのもの	
	その他のコンクリートブロック製造機	—								
28	ゴム練用・合成樹脂用のロール機	—	—	○ 8	30kw以上のもの(カレンダーロール機を除く)	○ 34	破碎機・摩砕機を除くすべてのもの	△ 8	30kw以上のもの(カレンダーロール機を除く)	
29	ディーゼルエンジン又はガソリンエンジン	—	—	—	—	○ 27	3.75kw以上のもの	—	—	
30	工業用マシン	—	—	—	—	○ 28	同一建物に10台以上設置のもの	—	—	
31	ニューマチックハンマー	—	—	—	—	○ 29	すべてのもの	—	—	
32	金属用打抜機	—	—	—	—	○ 31	2.25kw以上のもの	○ 1	2.2kw以上のもの	
33	グラインダー	—	—	—	—	○ 32	サンダー及び切断機を含み工具研磨機を除く	—	—	
34	工業用ミキサー	—	—	—	—	○ 33	すべてのもの	—	—	
35	重油バーナー	—	—	—	—	○ 35	重油使用量15ℓ/時間以上のもの	—	—	
36	ゴム・皮又は合成樹脂の打機又は裁断機	—	—	—	—	○ 36	すべてのもの	—	—	
37	スチームクリーナー	—	—	—	—	○ 37	すべてのもの	—	—	
38	金属工作機械	—	—	—	—	○ 38	同一建物に5台以上設置するもの	—	—	
39	石材引割機	—	—	—	—	○ 39	すべてのもの	—	—	
40	ドラム缶洗浄機	—	—	—	—	○ 40	すべてのもの	—	—	
41	風力発電設備	—	—	—	—	○ 41	出力20kw以上のもの	—	—	
42	板金又は製缶の作業	—	—	—	—	○ 42	厚さ0.5mm以上の金属板の加工	—	—	
43	鉄骨又は橋梁の組立作業	—	—	—	—	○ 43	すべてのもの	—	—	
44	建設材料置場における運搬作業(動力を用いる機械を使用するもの)	—	—	—	—	○ 44	土砂石の材料置場であって1ヶ月以上使用するもの	—	—	

3 規制基準等について

(1) 指定地域

都市計画法における用途地域 (尼崎市ホームページにて公開)	騒音	振動
第1・第2種低層住居専用地域	第1種区域	第1種区域
第1・第2種中高層住居専用地域、 第1・第2種住居地域、準住居地域	第2種区域	
近隣商業地域、商業地域、準工業地域	第3種区域 ^{※1}	第2種区域
工業地域、(工業専用地域の一部 ^{※3})	第4種区域 ^{※2}	

* 1 第3種区域が第1種区域と接することになる場合、境界線から第3種区域内50mを第2種区域とする。

2 第4種区域が第1種区域又は、第2種区域と接することになる場合、境界線から第4種区域内50mを第3種区域とする。

3 工業専用地域のうち、第2種、第3種及び第4種区域に接している場合は、その地点から100mの区域内は、第4種区域の規制基準とする。

(2) 規制基準

指定地域内に特定工場等（一般工場を含む）を設置している者は、当該特定工場等の敷地境界線において次の規制基準を遵守しなければなりません。

ア 騒音

単位：デシベル

時間 区域	昼間	朝 (午前6時～午前8時)	夜間
	(午前8時～午後6時)	夕 (午後6時～午後10時)	(午後10時～午前6時)
第1種区域	50	45	40
第2種区域	60	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	70	60

備考 第2種、第3種及び第4種区域内にある学校、保育所、病院、患者の入院施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内の規制基準は、この表から5デシベル減じた値とする。

イ 振動

単位：デシベル

区域 \ 時間	昼 間 (午前 8 時～午後 7 時)	夜 間 (午後 7 時～午前 8 時)
第 1 種 区 域	6 0	5 5
第 2 種 区 域	6 5	6 0

備考 学校、保育所、病院、患者の入院施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 5 0 m の区域内の規制基準は、この表から 5 デシベル減じた値とする。

(3) 勧告及び命令

ア 計画変更勧告及び命令

特定施設等の設置又は変更の届出による計画が規制基準に適合しないと認められるときは、その届出を受理した日から 3 0 日以内に限り、計画の変更又は廃止を勧告され又は命ぜられることがあります。

イ 改善勧告

既設の特定工場等から発生する騒音が規制基準に適合しないことにより周辺的生活環境がそこなわれていると認められるときは、改善すべきことを勧告されることがあります。

ウ 改善命令・一時停止命令

特定施設等が規制基準に適合しなくなったと認められるときは、改善又は一時停止を命ぜられることがあります。

(4) 報告及び検査

ア 報告の徴収

特定施設等の状況等について報告を求められることがあります。

イ 立入検査

特定施設その他の物件について立入検査されることがあります。

(5) 罰 則

改善命令に従わないとき、届出を怠ったとき、あるいは報告又は検査を拒んだとき等には、罰則が適用されることがあります。

4 届出記載上の注意

- (1) 届出者名 個人営業のときは事業主・法人のときはその代表者
- (2) 届出の単位 工場・事業場ごと
- (3) 提出部数 2部（正本及び写し1部）
- (4) 提出用紙 所定の用紙を用いて下さい。

※ 用紙は環境保全課にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

※ 電子メールで提出する場合は、環境保全課のメールアドレス（ama-kogai@city.amagasaki.hyogo.jp）へ提出すること。容量が10MBを超える場合受信ができないため、分割して送付するか、環境保全課まで事前に相談すること。

- (5) 添付書類 付近見取図（周辺100m程度）、建物の構造及び配置、工場内建物の配置図、特定施設配置図、騒音・振動の防止の方法

☆ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律について

指定された地域内にある騒音発生施設・振動発生施設を設置している工場の事業者は、公害防止統括者及び公害防止管理者を選任することが義務付けられています。

1 対象工場

- (1) 対象業種 ① 製造業（物品の加工業を含む。）、② 電気供給業、③ ガス供給業、④ 熱供給業
- (2) 騒音発生施設 ① 機械プレス……… 980キロニュートン（99.9ト）以上
② 鍛造機……… 1ト以上（落下部分の重量）
- (3) 振動発生施設 ① 液圧プレス……… 2941キロニュートン（299.9ト）以上（矯正プレスを除く）
② 機械プレス……… 980キロニュートン（99.9ト）以上
③ 鍛造機……… 1ト以上（落下部分の重量）

2 公害防止統括者（代理者）の選任

- (1) 30日以内に選任し、届け出てください。
- (2) 常時使用する従業員数が20人以下の場合は不要です。

3 公害防止管理者（代理者）の選任

- (1) 60日以内に選任し、届け出てください。
- (2) 資格 …………… 公害防止管理者試験に合格した者、または政令（資格認定講習終了者）で定める資格を有する者

問い合わせ・連絡先

尼崎市経済環境局環境部環境保全課
（交通公害・騒音振動担当まで）
〒660-8501
尼崎市東七松町1丁目23番1号
06-6489-6305